

平成 18 年(行ツ)第 10 号

平成 18 年(行ヒ)第 20 号

決定

上告人兼申立人 全大阪金属産業労働組合  
被上告人兼相手方 中央労働委員会  
同補助参加人 西日本旅客鉄道株式会社

上記当事者間の東京高等裁判所平成 17 年(行コ)第 132 号再審査申立棄却命令取消請求事件について、同裁判所が平成 17 年 10 月 26 日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人から上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 318 条 1 項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成 18 年 7 月 14 日

最高裁判所第二小法廷